

「いしかわ子ども総合条例」の改正に対する
パブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和2年1月10日～1月31日
2 寄せられた意見 1件

| No | 意見と内容 | 左記に対する考え方 |
|----|---|--|
| 1 | <p>(1) 今回の改正で「男性の子育てへの参画促進」を掲げることは意義があるが、その中に「里親としての子育てへの参加」も望ましい在り方として明示して、県として、積極的に広報・支援してほしい。</p> <p>(2) 条例第2条5項の保護者の定義、「親権者、未成年後見人その他の者で現に子どもを保護監督するものをいう。」に里親を明記してほしい。</p> | <p>条例第2条第5号中の「保護者」の定義について、「現に子どもを保護監督するもの」には、現実に青少年等の所在や動静を把握し、保護監督を行っている客観的に認められるものとして、児童福祉施設の長、里親等を含んでおります。</p> <p>なお、里親に対する支援の充実は重要であることから、いしかわ子ども総合条例に基づく県の行動計画である「いしかわエンゼルプラン2015」において、家庭的養護の推進として、里親への支援の充実を掲げ、里親制度普及のための講演会の開催や児童虐待防止に関する啓発活動の中で里親制度の周知を行っているほか、児童相談所では、日頃から里親への電話や訪問による相談支援等を行っています。</p> |